# 京都市都市計画局建築工事監理委託業務成績評定要領

平成２１年４月８日都市計画局長決定
令和２年３月３０日改正

（目的）
第１条　この要領は，都市計画局の所管に属する建築，電気設備及び機械設備工事に係る工事監理委託業務について，成績評定に必要な事項を定め，もって業務委託の適正な履行の確保を図り，工事監理委託業務の品質確保の促進に資することを目的とする。

（対象業務）
第２条　この要領の対象業務は，建築設計等委託業務監督・検査要綱に定める工事監理業務とする。

（評定者）
第３条　評定を行う者（以下「評定者」という。）は，建築設計等委託業務監督・検査要綱に定める監督職員及び検査員とする。

（評定の時期）
第４条　監督職員は，当該業務が完了したとき，検査員は検査を実施したときに，速やかに評定を行うものとする。

（評定の方法）
第５条　評定は，評定者ごとに，独立して的確かつ公平に行う。
２　評定者は，評定の結果を別記様式第１に定める委託業務成績評定表（以下「評定表」という。）に記録するものとする。
３　総括監督職員を複数人置いた場合の総括監督職員の採点は，第１項の規定に関わらず，委託業務契約の主となる総括監督職員が，他の総括監督職員の意見を踏まえ，代表して評定を行う。

（設計業務受託候補者選定委員会への報告）
第６条　業務担当課は，検査員の評定の完了後，速やかに評定表の写しを京都市都市計画局設計業務受託候補者選定委員会設置要綱で定める設計業務受託候補者選定委員会の事務局に提出しなければならない。

（工事監理業務受注者への通知）
第７条　業務担当課は，検査員の成績評定後，速やかにその採点された評定点の合計を別記様式第２に定める検査結果の通知書により，当該受注者に遅滞なく通知するものとする。
２　業務担当課は，通知に係る文書発送簿を整備するとともに，通知書の写しを保管しなければならない。

（評定の修正）
第８条　業務担当課は，前条第１項の規定に基づく通知をした後，当該評定を修正する必要がある場合は，評定を修正しなければならない。

２　業務担当課は，前項の規定に基づく修正を行ったときは，その結果を別記様式第３に定める評定結果の再通知書により，当該受注者に遅滞なく通知するものとする。

（説明請求）

第９条　第７条第１項又は前条第２項の規定に基づく通知を受けた者は，通知を受けた日から起算して１４日（京都市の休日を定める条例第１条第１項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を含む。）以内に，書面により，市長に対し，評定の内容について説明を求めることができる。

２　前項の書面には，請求者の氏名及び住所（法人にあっては，名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地），請求の対象となる評定に係る業務，不服のある事項並びに不服の根拠となる事項を記載しなければならない。

３　第１項の説明請求の送付先は，業務担当課とする。

（説明請求に対する回答）

第１０条　業務担当課は，前条第１項の規定に基づく説明請求を受けたときは，別記様式第４により，速やかに回答するものとする。

２　業務担当課は，前項の規定に基づく回答を行った場合，その写しを京都市都市計画局説明請求審査委員会（以下，「委員会」という。）の事務局に提出しなければならない。

３　委員会は，別に定める要領に基づき設置するものとする。

（再説明請求）

第１１条　前条第１項の規定に基づく回答を受けた者で，当該回答になお不服がある者は，通知を受けた日から起算して１４日（休日を含む。）以内に，書面により，市長に対し，再説明を請求することができる。

２　第９条第２項及び第３項の規定は，前項の書面について準用する。

（再説明請求に対する回答）

第１２条　業務担当課は，前条第１項の規定に基づき再説明の請求を受けたときは，別に定める委員会にその内容について審議を依頼するものとする。

２　業務担当課は，委員会での審議結果を受け，別記様式第５により回答するものとする。

附　則

この要領は，平成２１年４月１日以降に完了した工事監理業務について適用する。

附　則

この要領は，令和２年４月１日以降に完了した工事監理業務について適用する。

別記様式第１　（第５条関係）

# 委託業務成績評定表

年　　月　　日

発注者名　　都市計画局○○部○○課

| | | | |
|---|---|---|---|
| 業務名称 | ○○○○工事監理業務 | | |
| 契約金額 | 当初：　￥ | 最終：　￥ | |
| 履行期間 | 当初：　年　月　日～　年　月　日 | 最終：　年　月　日～　年　月　日 | |
| 完了年月日 | 年　月　日 | | |
| 完了検査年月日 | 年　月　日 | | |
| 既済部分検査年月日 | | | |
| 契約相手方名称・所在地 | 名称:　株式会社○○コンサルタント<br>所在地: 京都市○○区 | 代表取締役　○○　○○ | |
| 管理技術者氏名 | | 管理者名 | |
| 担当主任技術者氏名 | 意匠：<br>電気設備： | 構造：<br>機械設備： | |
| 主任調査員所属･氏名 | | 建築の担当<br>電気の担当<br>機械の担当 | 印<br>印<br>印 |
| 総括調査員所属･氏名 | | | |
| 検査員所属･氏名 | | | |
| 既済部分検査員所属･氏名 | | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ① | 調査員の評定点 | 65 | 点 |
| ② | 検査員の評定点 | 65 | 点 |
| ③ | 調査員と検査員との総計<br>③＝①×α＋②×β | 65 | 点 |
| ④ | 事故等による減点 | 0 | 点 |
| ⑤ | 債務の不履行又は損害賠償による減点 | 0 | 点 |
| ⑥ | 総合評定点<br>⑥＝③－④－⑤ | 65 | 点 |

（注）α＝0．8　β＝0．2

※　調査の対象を工事監理業務の分野等により分割して調査を行ったときは，それぞれの調査員が担当した分野等名を記載した内訳書を添付すること。

別記様式第２（第７条関係）

# 検 査 結 果 の 通 知 書

第　　号
年　　月　　日

受注者

様

京都市長
（担当　都市計画局　　部　　課）

下記の業務について，契約書及び委託仕様書に基づき検査を行い，京都市都市計画局建築工事監理委託業務成績評定要領に基づき，評定を行いましたので，その結果を通知します。

なお，京都市都市計画局建築工事監理委託業務成績評定要領については，ホームページにおいて閲覧することができます。

ホームページ URL: https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000081830.html

記

１　委託業務名

２　完了検査年月日

３　評定点

※問合せ先
〒604-8571
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地
京都市都市計画局　　部　　課
電話０７５－○○○－○○○○

別記様式第３（第８条関係）

# 評 定 結 果 の 再 通 知 書

第　　号
年　　月　　日

受注者

様

京都市長
（担当　都市計画局　　部　　課）

下記の業務について，評定点を修正しましたので，通知します。

記

１　委託業務名

２　完了検査年月日

３　評定点（修正後）

※問合せ先
〒604-8571
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地
京都市都市計画局　　部　　課
電話０７５－○○○－○○○○

別記様式第４（第１０条関係）

# 評定内容の説明書

第　　号
年　　月　　日

請求者

様

京都市長
（担当　都市計画局　　部　　課）

　　年　　月　　日付けで説明請求のありました委託業務成績評定について，下記のとおり回答します。

記

１　委託業務名

２　説明内容

※問合せ先
〒604-8571
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地
京都市都市計画局　　部　　課
電話０７５－○○○－○○○○

別記様式第５（第１２条関係）

# 評定内容の再説明書

第　　号
年　　月　　日

請求者

様

京都市長
（担当　都市計画局　　部　　課）

年　　月　　日付けで再度，説明請求のありました委託業務成績評定について，京都市都市計画局説明請求審査委員会において審議しましたので，下記のとおり回答します。

記

１　委託業務名

２　審議結果

※問合せ先
〒604-8571
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地
京都市都市計画局　　部　　課
電話０７５－○○○－○○○○